

# REACHLOCAL®

ReachLocal Japan  
広告サービス利用規約  
I/O20181001 10.1

リーチローカル・ジャパン株式会社  
広告サービス利用規約  
最終改定日: 2018年10月1日

リーチローカル・ジャパン株式会社（「ReachLocal」）は、企業皆様方を対象に広告に関する製品およびサービス（「広告サービス」）を提供させていただいています。サービス申込書（「申込書」）では、広告主様（「広告主様」）、当該広告サービスの費用、および広告キャンペーン案（「キャンペーン」）に関連するその他の詳細について規定しています。ReachLocalに提出した申込書は、本広告サービス利用規約（「利用規約」）と一体となり、広告規約の一部として、製品（以下に定義）とあわせ、ReachLocalと広告主様との関係を規定することといたします。申込書はすべて、ReachLocalの独自の判断による承認があって初めて成立するものといたします。申込書、利用規約および留意事項説明書等の文書は、「本契約」と称します。本規約を変更するにあたっては、ReachLocalはホームページその他ReachLocalが適当と認める方法により、本規約を公表し、公表後2週間以内に広告主様から異議が述べられない場合には同意があったものとします。

**第1条 広告サービス** 広告サービスには、以下の内容等が含まれるが、それに限定されない。

▶ReachSearch™（リーチサーチ）は、ReachLocalの標準検索エンジンマーケティングサービスを表し、同製品によりReachLocalは、各種検索エンジンを通じて広告主様の販促を行う。

ReachSearchは本契約において「標準広告サービス」とすることがある。

▶ReachDisplay™ Webページの一部として埋め込まれて表示される画像やテキストで表示される広告である。ReachDisplayに適用される追加規定については、別紙4に規定されるものとする。

▶ReachSocial™ Adsは、Facebook、Instagram、及び関連するオーディエンスネットワークにおいて画像やテキスト、動画などで表示される広告である。

▶トラッキングサービス ランディングページトラッキング、電子メールトラッキング、オファーページトラッキング、ウェブイベントトラッキング、通話トラッキングのいずれか又はすべてを表す。「トラッキング情報」とは、キャンペーンのパフォーマンスに関するデータおよび統計を表す。また、広告主様はTotalTrackを購入して第三者を通じて広告主様が購入した広告に関するトラッキング情報を取得する。トラッキングサービスに適用される追加規定については、別紙1に規定されるものとする。

▶ランディングページサービス 広告サービスのオプションとして広告主様はランディングページサービスの利用を選択できる。「ランディングページサービス」とは、リーチサーチ経由の来訪者に対してReachLocalが用意したウェブサイトを表示させるための一連のサービスを表す。ランディングページサービスに適用される追加規定については、Web制作利用規約に規定されるものとする。

ReachLocalが他の製品およびサービスを追加する場合、かかる製品およびサービスは 申込書および特別規約においては、オンラインで記載される。

**第2条 標準広告サービス**

(a) 掲載 ReachLocalは、独自の判断により、標準広告サービスを通じてのキャンペーンの期間中、どのオンラインプロパティ（「パブリッシャ」）上で広告コンテンツ（「広告」）を実行するかを決定することとする。 広告主様は ReachLocalが所有または運用している独自のオンラインディレクトリまたはその他サイト（「ReachLocal 管理サイト」）を除き、ReachLocalがパブリッシャを運用または管理していないものと理解する。さらに広告主様は、キャンペーン中は常に、パブリッシャの組み合わせが変更になることがあるものと理解する。ReachLocalは、パブリッシャまたはReachLocalにより、広告がいつまたはどこで掲載されるかについては保証しない。

(b) 地域ターゲティング ReachLocalは商業的に適切かつ相応な努力によりキャンペーン期間中に指定された対象地域で消費者の目につきやすいように広告を掲載するようにする。ただし、ReachLocalは、広告主様の広告が対象地域のみに掲載されることを保証しない。

(c) ReachLocal 管理サイトおよび第三者ディレクトリ 広告主様は ReachLocal が ReachLocal 管理サイトおよび第三者のディレクトリにおいて、広告主様のプロフィールをオンラインで作成および掲載できるように承認する。同プロフィールには広告主様に関する名前、電話番号、メールアドレス、住所および広告する製品またはサービス案内（「ローカルプロフィール」）といった情報を含むことができる。

**第3条 キャンペーンロジスティクス**

(a) 期間

i. 標準広告サービス 標準広告サービスに関しては、広告主様が署名・捺印した申込書の受領 および ReachLocalの承認後、ReachLocalはキャンペーンの設定プロセスを開始する。キャンペーンの期間（「キャンペーン期間」）は、実際の開始日から実際の終了日及び、ReachLocalが別途定めるキャンセル規約に従って広告主様から更新をしない旨の通知をReachLocalが受領せず、本契約が自動更新される場合には、かかる更新された期間を含む期間とする。ただし、本規約の記載の終了条件またはキャンセル規約に基づいて、当事者によって早期終了させる場合はその限りではない。「実際の開始日」はキャンペーンを実際に開始した日を表す。広告主様はReachLocalが10営業日またはそれ以上（広告主様が標準提供ページ作成サービスを依頼した場合、または広告主様のキャンペーンに技術的問題点がある場合には更に期間は延びる）のレビュー期間を設けてキャンペーンの準備をし、キャンペーンを開始する前に広告主様より追加の情報が必要となる場合があることを理解する。広告主様は、キャンペーンを普及させるためにはさらに時間がかかることを認識する。広告主様は、実際の開始日は申込書に記載の予定開始日より遅くなる場合があることを理解する。キャンペーンの実際の終了日は、キャンセル規約に従って広告主様が更新をしない旨の通知をReachLocalが受領し、その通知を受領した期間を含む最終キャンペーンサイクルのキャンペーンメディアフィー（以下の第4条(a)iに定義される）が98%程度消化した時点となる。広告主様は、とりわけ、パブリッシャの配分および制約により、キャンペーンメディアフィーを終了するには多少の時間がかかることを理解する。

ii. TotalTrackの期間については本規約別紙1に規定されることとする。

(b) キャンペーンサイクル

各キャンペーン期間はキャンペーンサイクルで構成される。ReachLocal は通常、キャンペーンサイクルを 30 日間で終了するように運用管理を行うが、ReachLocal はキャンペーンメディアフィーを完全消化すること、及びそれにかかる時間については保証できない。広告主様は、かかる消化について ReachLocal 指定の方法により確認することができる。広告主様は、キャンペーンサイクル途中での中断は、第 6 条(b)の場合を除き、できないことを理解する。

**第 4 条 費用** 広告主様は、第 5 条 にしたがって、申込書に規定した以下の費用を支払うことに合意する：

(a) 説明

- i. キャンペーンメディアフィーは、申込書に記載されている通り、各キャンペーンサイクルについての標準広告サービスについて広告掲載、プラットフォーム使用、通話追跡等の費用を含むが、それに限定されない ReachLocal に支払う金額を表す。
- ii. マネジメントフィーは、ReachLocal がキャンペーンの運用管理にかかるキャンペーンサイクルごとの費用を表す。
- iii. サイクル支払額は、キャンペーンメディアフィーやマネジメントフィー（以下に定義）等、申込書に規定した各キャンペーンサイクルの総費用を表す。
- iv. セットアップフィーは、アカウント設定・審査、キーワード・広告文作成、プロキシ設定、通話トラッキング設定およびその他のセットアップ要件等を含むが、それに限定されないキャンペーンのセットアップにかかる一時費用を表す。また広告主様は、広告主様の事情により、キャンペーン期間中にキーワード、テキスト広告、ランディングページなどに対して大幅な設定変更が必要となった場合、又はキャンペーン中断の再開のための設定作業が必要となった場合、セットアップフィーを支払うものとする。
- v. その他費用は、ランディングページ作成等を含むが、それに限定されない費用を表す。
- vi. キャンセル料金は、別紙 3 に記載の意味を持つこととする。

ReachLocal は随時、前掲の費用を改定する権利を有する。ただし、かかる費用は、改定費用を組み込んだ新しい申込書が、広告主様により署名・捺印のうえ ReachLocal に配信されるまで有効とはならない。

(b) 変更 広告掲載中のサイクルについて、キャンペーンメディアフィーの変更を行うことは原則としてできない。ReachLocal の承認があった場合のみ、翌々サイクルよりその変更ができる。

(c) プロモーションナルクレジット ReachLocal が、申込書に署名・捺印することと関連してクレジットまたはその他費用割引特典（「プロモーションナルクレジット」）を提供する特別プロモーションを行う場合に、広告主様が申込書を取り消した時には（以下に規定した原因以外に）、他の取消料に加え、広告主様は ReachLocal のプロモーションナルクレジットまたは特典サイクル分の全額を負い、支払う必要がある。

**第 5 条 支払規約**

(a) 全般 本申込書を ReachLocal が承認したら、広告主様は、原則として、記載の費用の全額を支払う責任がある。消費税は別途記載される。本契約が自動更新された場合には、自動更新によって延長されたキャンペーン期間に相当する費用の全額を支払う責任がある。

(b) 支払方法及び時期 広告主様は本契約によって支払いが必

要な額すべてを ReachLocal が指定する方法（クレジットカード払い、銀行振り込みを含む）で支払うこととし、本契約が自動更新された場合も同様とする。標準広告サービスの場合、広告主様は、1 サイクルに相当するサイクル支払額およびセットアップフィーをキャンペーンの開始に先立って支払う義務がある。本契約が自動更新された場合も、同様にキャンペーン期間に相当するサイクル支払額をキャンペーンの開始に先立って支払う義務がある。後続の各キャンペーンサイクルに先行して広告主様はサイクル支払額を支払うこととする。キャンペーンの一時休止を避けるため、ReachLocal は標準広告サービスの場合、現行のキャンペーンサイクルのキャンペーンメディアフィーの 50% が消費された時点で未払いの 1 サイクルに相当するサイクル支払額を広告主様に請求する。広告主様は請求書発行日から請求書に記載の支払期限内に ReachLocal に対して支払うこととする。また広告主様はキャンペーン期間すべてに相当するサイクル支払額およびセットアップフィーをあらかじめ支払うことができるものとする。TotalTrack については本規約別紙 1 に規定される。広告主様は、ReachLocal が請求するすべての金額は各キャンペーンサイクルの前に支払うことが必要であること、および本契約義務違反に加え、広告主様のキャンペーンは支払いが適切な時期になされない場合は一時停止または終了できること、およびキャンセル規定にしたがった更新拒絶の通知をしないかぎり本契約は自動で更新され、更新されたキャンペーン期間に関するサイクル支払額を支払う必要があることを理解し、確認する。

**第 6 条 期間の中断**

(a) 期間 本契約の期間は第 3 条に規定された申込書に記載のキャンペーン期間とする。本契約が自動更新された場合には、自動更新された期間もキャンペーン期間に含むものとする。

(b) 中断 広告主様は、本項記載の条件によってキャンペーンの一時中断を要求できる。中断を要求する場合、理由・中断期間を書面または電子メールにて ReachLocal に通知することとする。一度の書面で中断できるのは最大 2 週間まで、累計 90 日/年までとする。中断期間 2 週間を超えて再開する場合、再開費用として 25,000 円が ReachLocal から請求される。再開の予定及び意思がないと判断され中断が 2 週間を超える場合は、自動的に解約となり、別紙 3 に従いキャンセルフィーが ReachLocal から請求されることを確認する。

(c) 遅延損害金 支払期日までに広告主様が支払わなかった金額は年率 6% の遅延損害金が発生することとする。広告主様は、本契約による権利行使に関連して ReachLocal が使用した弁護士費用、経費およびその他法律関係費用を含め回収関連費用全額の支払いに合意する。

(d) 終了の効力: 存続 広告主様は、インターネットの性質上、例えばローカルプロフィール等、広告サービスの一部としてインターネットに掲載された広告主様に関する特定の情報は、広告サービスおよび/または本契約の終了後も、引き続きインターネットから利用できることを理解、確認する。この意味または性質上、本契約終了後も存続する本契約の条項すべては存続することとする（すべての限定責任、補償義務および機密保持義務等を含むがそれに限らない）。前掲に限定せず、終了の場合、広告主様は終了の有効日時点で、ReachLocal に対して支払い義務のある金額について責任を負うこととする。

**第 7 条 ReachLocal プラットフォーム**

(a) 広告主様データ キャンペーン設定段階の一部として、およびキャンペーン中適宜、広告主様は ReachLocal が独自広告プラットフォーム（「プラットフォーム」）に記載する特定の情報を ReachLocal の求めに応じて提供することとする。広告主様は本契約をもって、ReachLocal が広告主様から提供を受けた連絡先、支払い情報およびキャンペーン情報等の情報をプラットフォームに入力することを許可する。ReachLocal は、広告サービスの履行に必要な場合および本契約により特に認められている場合のみかかる情報を使用するものとし、その他の目的のために使用しない。また、ReachLocal は適宜、プラットフォーム更新、キャンペーン更新、支払案内および ReachLocal と業務パートナーに関連するマーケティング機会等に関するメールを広告主様に送信し、広告主様はかかるメールを受信することに同意する。

(b) プラットフォームのライセンス 申込書を締結することにより、広告主様は、トラッキング情報にアクセスすることのみを目的としてプラットフォームを使用する取消可能で、譲渡不能の非独占的である限定的なライセンスが付与される。広告主様のアクセスはパスワード保護され、広告主様は第三者とパスワードを共有しないこと、また第三者にプラットフォームのアクセスを提供しないことに合意する。広告主様のユーザー名またはパスワードのセキュリティが何らかの方法により危険な状態になった場合、または広告主様あるいは同代理店がその疑いを有した場合、広告主様は ReachLocal に即時連絡することとする。ReachLocal はパスワードの漏洩等によるいかなる損失、損害に対する責任を持たない。広告主様は、プラットフォーム、プラットフォームソフトウェア、データ、アプリケーション、ビジネスのやり方またはこれらの主要な部分、あるいはプラットフォームに提供されたコンテンツについて、権利、権原または利益を持たず、今後も持つことはなく、または請求することがないことを確認し、合意する。広告主様は、ウェブブラウザ経由で、またそれ以外では ReachLocal が承認した方法でのみプラットフォームにアクセスできる。広告主様は、適用を受ける法律によって認められる場合を除き、プラットフォームをいずれの方法によっても、リバースエンジニアリング、改造、改定、削除、隠蔽、更には運用不能または無効にしようとしてはならない。ただし、常に、かかる行為の結果広告主様が取得した情報は、(i) プラットフォームソフトウェアおよびその他ソフトウェア間に相互運用性を実現することを目的として関連法規に許可された範囲でのみ使用するものとし、(ii) ReachLocal からの事前の書面による承認なく第三者に開示しないものとし、(iii) プラットフォームソフトウェアに類似したソフトウェアを作成するために使用しないこととする。ReachLocal は、上記項目に該当する場合、随時いかなる理由によっても、当該ライセンスを終了できる。

**第 8 条 プライバシー** 広告主様は常に、広告主様のウェブサイト（「既存サイト」）にプライバシーポリシーを掲載し、遵守することとする。プライバシーポリシーは、関連法規すべてに準拠し、本契約に記載の義務と矛盾が生じたり、ReachLocal が本契約上の義務を履行する制約となったりするような規約は含まないこととする。また、既存サイトが個人を特定できる情報を収集する場合には、広告主様のプライバシーポリシーは、プロキシサイトからかかる個人を特定できる情報を送信することを認める内容でなければならない。ReachLocal は、マーケティングポリシー（別紙 1 に記載）の一方または両方へのリンクを挿入し、プロキシサイトから見られるようにすることができるが、その義務はない。広告主様はプライバシーポリシーが前掲の要件に準拠していることを確認しなければ、広告主様に賠償責任が発生する可能性があることを理解、確認する。

(a) 各当事者は、日本の個人情報の保護に関する法律を遵守する。

(b) ReachLocal は、権限に基づかない個人データの故意によらない喪失または破損、あるいは損害に対して適切な技術的かつ組織的な対策を講じる。

(c) ReachLocal は、本契約に規定される以外の重大な追加義務が発生しない限り、本契約に記載の広告サービスを目的として、かつ広告主様の指示（広告主様が常に関連法規に準拠し、ReachLocal に同法の違反をさせない指示に限る）に従ってのみ個人情報を使用する。

(d) 広告主様は、ReachLocal は、本契約に記載のサービスの提供に際し、ReachLocal Inc、ReachLocal Europe BV、ReachLocal Japan Services 合同会社、リーチローカル・ジャパン株式会社およびリーチローカル・ジャパン株式会社の全出資または系列会社等の日本内外の第三者に個人データにアクセスすることを認める契約関係になる可能性があることを理解し、合意する。

前掲は、いずれの方法によっても、本書別紙 2 に記載の広告主様の義務を制限するものではないこととする。

## 第 9 条 広告内容・キーワード

(a) 広告内容 広告主様は、ReachLocal に広告に必要なあらゆる内容を提供する。かかる内容が ReachLocal またはパブリッシャの仕様に準拠しない場合、ReachLocal またはパブリッシャは、独自の判断により、かかる広告を編集または却下し、パブリッシャまたはその他技術要件を満たすか、またはキャンペーンパフォーマンス問題を提示する。却下した場合、ReachLocal は、先行して支払われた該当金額を払い戻す。広告主様は、ReachLocal に提供された後で広告に対してさらに修正を加えることは制限されうることを確認する。広告サービスに必要な内容を受領したからといって、本契約などの目的に従った ReachLocal またはパブリッシャが同広告を承認または是認をしたとは解釈されない。

(b) キーワード ReachSearch に関して ReachLocal は、キャンペーンと関連して使用する個別の単語や語句（「キーワード」）を選択することができることとする。広告主様もまた特定のキーワードの使用を要求することができる。ReachLocal はこれらのキーワードを使用するよう十分に努力をするが、かかるキーワードのすべてを使用することを保証するものではない。ReachLocal が選択したキーワードを使用する限り、かかるキーワードを広告主様に開示する義務はないこととする。広告主様が、競合他社名または商標登録済みの単語（「競合他社のキーワード」）が入ったキーワードの使用を選択した場合は、広告主様は自身の責任において行い、かかる選択に関連した一切の責任を負うことを確認して合意する。前掲に限定されることなく、広告主様はさらに、ReachLocal が随時および独自の判断により、競合他社のキーワードを削除できるが、その義務はないことを確認する。

**第 10 条 ライセンス** キャンペーン期間中、広告主様は本書において、ReachLocal およびパブリッシャに対して、(a) 本契約の規約にしたがって提供された広告、および (b) ReachLocal がサービスを履行できる限度に必要な商標を含む既存サイト、ただし商標のみに限定されない、を使用、複製、変更（本契約で許可された範囲において）、公開、表示、放送および伝送する非独占的、ロイヤルティ不要、全世界で使用可能なライセンスを供与する。広告の知的財産権のすべておよび関連する広告主様の知的財産すべての権限および所

有権は、広告主様および同第三者ライセンスにとどまるとする。また、各当事者が別途書面にて合意した場合、ReachLocal がキャンペーン期間中およびその後、ReachLocal 顧客リスト並びにマーケティング資料、販売プレゼンテーションおよび ReachLocal 管理サイト上の広告主様のローカルプロフィール中で、広告主様名（商号、商標、サービスマークおよびロゴを含む）および広告のいずれかを使用することができることとする。

**第 11 条 広告主様の表明、保証および誓約** 広告主様のみが、広告主様提供の既存サイト、広告または内容およびユーザーがかかる広告を通じてリンクされる資料（「リンク先コンテンツ」）に関して、以下について発生または関連する全責任を負う。広告主様は、既存サイト、広告およびリンク先コンテンツ、並びにその一部が：(a) 第三者の著作権、特許、商標、営業機密、人格権、その他財産権またはパブリシティあるいはプライバシーの権利を侵害しないこと、(b) 輸出規制、偽装広告または不正競争その他を規律する法令、条例、規制等に違反しないこと、(c) 中傷または名誉棄損しないこと、(d) ボルノまたは猥褻を含まないこと、また (e) ウィルス、マルウェア、その他類似の悪意がある又は有害なプログラムを含まないこと、および今後これらに違反しないことを表明、保証および誓約する。さらに広告主様は、キャンペーンを通じて販促されている製品またはサービスが (x) 合法であり、(y) 国、地方自治体、監督官庁あるいは自主規制団体等による継続的調査の対象ではないことを表明、保証および誓約する。

**第 12 条 補償** 広告主様は、以下に起因するか又は関連して ReachLocal、パブリッシャ、同子会社、系列会社および親会社並びに各役員、執行役員、代理人および各従業員およびこれらを譲り受けた者ならびに譲り渡した者に対して提起された請求、訴訟、または申立てに関連して発生したいかなる請求、賠償責任、損害、滅失、コスト、経費、その他合理的な弁護士費用および経費を含むいかなる費用からも補償し、ReachLocal が合理的に受け入れられる弁護士とともに ReachLocal を防禦し、免責する。(i) これら利用規約に記載の、広告主様による表明、保証、誓約またはその他義務違反、(ii) 広告主様または広告主様のアカウントを使用する者による知的財産権、プライバシー、パブリシティ、その他財産権を含む第三者の権利の侵害、(iii) 広告主様による商品またはサービスの販売、ライセンス供与または提供、(iv) 広告主様による競合他社のキーワードの使用、(v) 別紙 2 またはプライバシー、機密および関連法並びに規制の違反申立等を含む ReachLocal によるトラッキングサービスの提供、または (vi) 広告主様によるその他行為、省略または不当表示。ReachLocal は、広告主様による補償の対象となる案件について、広告主様の訴訟追行につき広告主様に情報提供を求めたり、これを援助したりすることができる。広告主様は、ReachLocal の書面による事前同意なく、補償をうける個人または団体の責任につながる、又は不利な内容を認める可能性のある和解又は認諾をしてはならない。

**第 13 条 代理人** 広告主様は、別の会社を代行して広告を購入する場合、選択や同意を含む本契約に関連するすべての点について代理人として行動する権限を当該会社より与えられていることを表明し、保証する。

**第 14 条 機密保持** 関連法規に基づいて要求される場合を除き、広告主様は、ReachLocal の書面による事前承認なく、本契約の内容を（本制約を確認し、同意する従業員および役員以外の）第三者に開示しないこととする。一方当事者は他方当事者の書面による事前同意なく、本契約の存在または規約に関してプレスリリースを行うことはできない。また、関連法規

に基づく場合を除き、広告主様は ReachLocal に関する機密情報を開示できない。「機密情報」は、ReachLocal（またはサブライヤ）のビジネス、製品、技術（プラットフォームを含む）、戦略、財務情報、ビジネス、財務、技術およびその他 ReachLocal が開示した情報等の専有され機密とみなされる運用または活動を意味する。機密情報には、広告主様が本契約に違反せずに、公知の事実となったものと広告主様が立証できる情報は含まれない。

**第 15 条 保証の否認** 第 16 条(c) にしたがって、ReachLocal は、いずれの広告、またはその他広告製品あるいはサービスの表示が継続し又は中断されないことについてのどのような種類の保証もせず、プラットフォームおよび広告サービスすべてを「現状にて」かつ「利用可能な限度」で提供する。広告またはその他広告製品あるいはサービスの表示または頒布に関して障害が発生した場合、ReachLocal の唯一の義務は、できるかぎり早急にサービスを回復することである。ReachLocal は、特定の目的への市場性または適合性についての黙示の保証および契約を履行している過程において発生する黙示の保証等、明示または黙示に関係なくいかなる種類の保証もすべて拒否する。ReachLocal は、故意又は重過失のない限り以下について一切の責任を負わない。(i) 内容または情報のエラー、誤りあるいは不正確さ、(ii) 知的財産権に対する侵害または名誉毀損に関連する請求、(iii) ReachLocal サーバまたは個人あるいは財務情報への不正なアクセスまたは使用、(iv) ReachLocal サービスへの、また同サービスからの伝送の中断、(v) 第三者により ReachLocal サービス上に、また同サービスから伝送されるバグ、ウィルス、トロイの木馬等、(vi) ReachLocal サービス上または同サービスから掲載、メール送信、伝送またはそれ以外に利用可能になった内容の使用により発生したいかなる種類の損失または破損、(vii) その他管理不能な要因。

前掲の一般性を制限することなく、ReachLocal は、広告またはキャンペーンのパフォーマンスまたは掲載については一切保証しない。

#### 第 16 条 限定責任

(a) 間接損害の免責 関連法規により可能な限り認められる限度において、いずれの当事者も、本契約から発生する、または関連する通信の中断、使用不能、事業損失、データまたは利益の喪失（一方当事者が前掲の発生可能性について通知されている場合でも）、特別な、偶発的、懲罰的または間接的な損害（契約または保証違反、過失あるいは厳しい責任に関する等）について責任は一切ないこととする。前掲の免責は、(I) 本書に記載内容に関連して支払う金額を含めた、広告主様の補償義務、(II) 広告主様の機密保持義務、および(III) 広告主様の重大な過失または意図的な不正行為には適用されない。

(b) 損害の制限 関連法規により可能な限り認められる限度において、どのような状況にあっても、ReachLocal の広告主様または第三者に対する累積、総責任金額は、かかる責任の原因発生直前の 12 ヶ月間で、本契約によって ReachLocal が受領した金額を超過しないこととする。ReachLocal は、独自の判断により、「修復」広告が責任が発生した後の適正な期間内に提供された場合に限り、「修復」広告を掲載することをもって払戻に代えることができることとする。

(c) 請求の時期 広告主様は、他の法令または条例にかかわらず、本契約によって発生した、または関連した請求または訴訟の原因が生じてから 1 年以内にそれらの請求又は訴訟の原因に基づき訴訟提起しなければならず、これを怠った場合には、請求する権利を失うものとする。ただし、本項は、いず

れの方法によっても、知的財産権の侵害または不正な利用に関する請求権に関して時間を制限するものではないこととする。

(d) 確認 各当事者は、他方当事者が本書に記載の責任の限定を信頼して本契約を結んだこと、および同事項が当事者間の交渉の基本であることを確認する。

**第 17 条 第三者名義** 本契約のいずれかにおいて記載の場合並びに本契約の第 8 条、10 条、11 条、12 条 および 16 条を履行するためにパブリッシャ、ReachLocal のパートナー、関係会社、ジョイントベンチャーの権利にしたがう場合を除き、本契約の当事者ではない第三者は、本契約において、本契約のいかなる規定も履行する権利はない。

## 第 18 条 その他

(a) 準拠法/場所 本契約は、日本国内法令に準拠し解釈されるが、法の適用に関する通則法の規定は適用を除外する。広告主様は、日本の管轄裁判所に服することに同意し、さらに、本契約から発生する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄とすることに合意する。

(b) 営業時間 ReachLocal の営業時間は祝祭日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 7 時までである。また臨時に休業等をする場合がある。広告主様は、営業時間外には ReachLocal に対する通知等が出来ない場合があることを確認する。

(c) 完全合意/修正 本契約（申込書、別紙および支払い承認フォームを含む）は、当事者間の完全な合意を形成し、本書に記載の事項に関しては、当事者間の事前の口頭もしくは書面による契約または認識のすべてより優先される。本契約（申込書、別紙および支払い承認フォームを含む）は、両当事者の書面への署名・捺印によってのみ変更できる。

(d) 通知 本規約で規定した ReachLocal への通知は、書面を直接提出するか、営業担当者宛又は [notices@reachlocal.co.jp]宛に電子メールを送信しなくてはならない。通知は、書面の提出時か、あるいは電子メールの送信後 72 時間後に到達したものとみなす。

(e) 可分性 本契約のいずれかの条項は何らかの理由により、無効または執行不能となる場合であっても、他の条項はいずれかの方法によっても損なわれたり、無効になったりすることなく、履行可能なものとして存続する。

(f) 譲渡 広告主様は ReachLocal の書面による事前承認なく、本契約を譲渡できない。ReachLocal は、本契約または本書記載の権利または義務のいずれかを、全部または一部に関係なく（および広告主様の書面による事前承認なく）、譲渡し、更改し、下請にし、またその他の方法により譲渡できる。当事者の権利および義務は、各当事者の後継者、相続人、指定遺言執行者および共同管理者並びに許可譲渡人の便益を拘束し、同便益に対して効力を有する。

(g) 独立契約者 本契約の当事者は、独立した契約者であり、本契約は代理人、パートナーシップ、ジョイントベンチャーあるいは雇用関係のいずれも意図せず、また構築するものではない。

(h) 不可抗力 いずれの当事者も、政府措置、火事、洪水、暴動、地震、停電、動乱、爆発、禁輸、合法または違法には関係なくストライキ、労働力または物資不足、如何なる種類の輸送中断、サボタージュまたはかかる当事者が適切に管理で

きる範囲を超えて発生する生産または提供に影響を及ぼすその他の状態が原因となる（支払義務に関する以外の）義務不履行または遅滞のための損失には一切責任はないこととする。

リーチローカル・ジャパン株式会社  
広告サービス利用規約  
別紙1 トラッキングサービス  
最終改定日: 2018年10月1日

重要: トラッキングサービスに関連したこれらの特別規約は、リーチローカル・ジャパン株式会社（「ReachLocal」または「当社」）の広告サービス利用規約（「利用規約」）において言及され、その一部を構成するものです。この規約をよくお読みください。

広告サービスの広告サービス申込書（「申込書」）に署名・捺印することによって、トラッキング規約に合意し、この規約の拘束を受けることになります。

## 第1条 定義

(a) ランディングページ: 消費者が、キャンペーンの一部として閲覧する広告主様の既存サイトまたは標準提供ページのいずれかのウェブページを表す。

(b) ランディングページトラッキング: ランディングページへのサイト訪問のトラッキングを表す。

(c) 電子メールトラッキング: ランディングページ上の広告主様の電子メールアドレスを動的にオンライン電子メールフォームに代替することによって可能になるプロキシサイトから広告主様に送信された電子メール（「プロキシ電子メール」）のトラッキングを表す。広告主様は、プロキシ電子メールが ReachLocal サーバを経由し、広告主様提供のメールアドレスに転送されることを確認する。品質保証およびキャンペーン評価の目的のために ReachLocal はプロキシ電子メールすべてにアクセスして確認することができる。ReachLocal は、適切な業務努力により、すべてのプロキシ電子メールを配信するが、プロキシ電子メールが広告主様に 100% 提供できることを保証はしない。

(d) オファーページトラッキング: 消費者が情報の登録を要するオンライン販促オファーのトラッキングを表す。広告主様はオファーページを管理する規約およびプライバシーポリシーを提供する責任がある。

(e) ウェブイベントトラッキング: 広告主様サイトの特定のイベントのトラッキングを表す (例: PDF 資料のクリック数)。

(f) 通話トラッキング: ランディングページに広告主様の電話番号の代わりに動的に ReachLocal または第三者プロバイダが提供する電話番号（「トラッキング番号」）が表示され、広告主様の電話番号に転送されることによって可能となる、ReachLocal による通話のトラッキングを表す。広告主様は本契約の結果、トラッキング番号の所有権利益を持たない、またその後も取得しないことを確認する。

(g) プロキシサイト: 既存サイトの代理されたバージョンを表す。

(h) 標準提供ページ: 広告主様に ReachLocal が提供するウェブサイトを表す。標準提供ページは、ReachLocal 保有の URL に存在する広告主様が提供した情報が記載された基本的なウェブページである。広告主様は、キャンペーンの開始以降、ReachLocal が、広告主様の標準提供ページの修正または修正の要請を制限できることに合意する。キャンペーン期間終了時、ReachLocal は、広告主様の標準提供ページの所有

権を保持する。

(i) 文字起こしサービス: 通話トラッキングに起因した日本語による通話録音を文字起こしするサービスを表す。

(j) アクセス解析ツール: 広告主様のウェブサイトの利用状況に関する情報を記録し、それをデジタル画面上で可視化するサービスを表す。

本書に定義のない規約は、利用規約に記載内容と同じ意味を持つこととする。

**第2条 トラッキングサービス** 標準広告サービスについては、ReachLocal は、独自の判断により、適当と認めるかかるトラッキングサービスを提供し、広告主様がキャンペーンのパフォーマンスを評価できるようにする。

(a) トラッキングサービスの実行 トラッキングサービスを実行するために、広告主様は本規約において、ReachLocal が「プロキシサイト」を展開すること及び、ReachLocal が発行する効果計測用トラッキングコードを広告主様のサイトに直接設定することを許可する。広告主様のサイトにトラッキングコードを直接設定する場合、広告主様は、ReachLocal が定める方法で、広告主様自身で設置するか、ReachLocal に設置業務を委任できる。プロキシサイトの実行に関連して、ReachLocal は、以下のいずれか、またはすべてを実行できるが、義務ではない:

i. トラッキングキャンペーンの結果としてユーザーがアクセスしたページをトラッキングするためにクリックトラッキングコードを展開する。(A) 前掲のトラッキングサービスを実行し、プロキシサイトを適切に運用するために、(B) (該当する場合、ReachLocal が広告効果を決定できるようにするために) 広告トラッキングを提供するために、(C) 消費者の第三者ウェブサイト閲覧中に、ReachLocal またはパブリッシャが広告主様に広告主様の広告を消費者に表示できるようにするために、ReachLocal またはパブリッシャはプロキシサイトにクッキーまたは同様のオンラインツールを設定することができる。広告主様は、かかるクッキーが広告主様の利益および第三者のために使用できることを確認する。

ii. ReachSearch キャンペーンに関連して、プロキシサイトで、消費者が同サイトの特定するために使用した検索用語を強調表示するキーワードハイライトを行う。

iii. キャンペーンのパフォーマンスを向上させるため、プロキシサイトにデザイン的または機能的な変更を加える。

(b) プロキシ URL、免責 広告主様は、ReachLocal がトラッキングサービスを実行するのに必要な機能を提供するために、プロキシサイト用の URL（「プロキシ URL」）が既存サイトの URL とは異なることを理解する。プロキシ URL は ReachLocal の所有物であり、キャンペーン終了時に無効となることとする。プロキシサイトの機能と外観が既存サイトと酷似している（これらの利用規約で規定した変更に関する以外）ため、ReachLocal はプロキシサイトのデザイン、コンテンツまたは機能から発生するいかなる責任をも放棄することを広告主様は確認する。

(c) 既存サイトの変更の通知 広告主様は本規約において、既存サイトの変更（トラッキングしている電話番号または電子メールアドレスを含む）がトラッキングサービスの不具合につながることを確認する。したがって、トラッキングサービスの乱れを防止するため、広告主様は ReachLocal に対し、既存サイトの変更 (URL 変更を含む) について少なくとも 10 営業日以上前に書面による事前通知を行うこととする。広告

主様が既存サイトの大幅に変更することにより ReachLocal の設定作業が発生する場合は、トラッキングサービス提供を継続するために必要なセットアップフィーを広告主様が支払うものとする。ReachLocal は、広告主様が既存サイトの変更に関する通知を適切なタイミングで行わなかったことによるトラッキングサービスのいかなる不備にも責任を負わず、かかる不備は広告主様が該当する申込書により支払い義務が認められる金額すべてを支払う義務を履行しない理由とはならない。

(d) トラッキングコード設置作業に関する免責 ReachLocal は、前掲の広告主様のサイトにトラッキングコードを直接設定する作業に起因して発生した事象または損害について一切の責任を負わないものとする。

(e) トラッキングサービスの免責 ReachLocal は、いかなるトラッキングサービスも、トラッキング対象となる通話、電子メール、オファーページなどすべてをトラッキングすることは不可能であり、これを保証するものではない。前掲の限定にかかわらず、トラッキングサービスは以下の状況では、完全に機能できない可能性がある：

- i. 既存サイトが Flash または埋込み画像を多量に使用している場合
- ii. 消費者がクッキーの使用を無効にしている場合
- iii. 広告主様が不正確なトラッキング URL を使用した場合。

### 第 3 条 通話トラッキングの特別規約

(a) トラッキング番号の提供 広告主様は、各地域の広告主様電話番号の通話トラッキングを提供するために、ReachLocal が地域の加入番号、および広告主様と同じ市外局番の番号、着信課金の番号、IP 電話等のトラッキング番号の提供を許可することを確認する。

(b) 広告主様のオプション 広告主様のオプションでは、申込書に反映されているとおり、別紙 2 にしたがって、通話トラッキングには以下の機能（総称して「通話トラッキング機能」）を含めることができる：通話録音（キャンペーンに起因する着信通話で構成される）および発信者 ID 取得（番号通知の場合に発信者の電話番号が記録される）。通話トラッキング機能を選択することで、広告主様はかかるトラッキング機能の実行に必要なすべての権利を有し、今後有することを表明、保証および誓約する。広告主様は ReachLocal が、通話トラッキング機能のいかなる実行の結果発生するすべての責任を放棄することを確認する。

(c) 通話録音詳細 通話録音に関して、広告主様は、録音による自動音声は広告主様に対する通話の開始時に消費者に対して流れることを理解する。自動音声は、通話が録音されていることを消費者に通知することとし、また他の内容を含むこととする。また、広告主様は、通話が録音できることを、従業員に前もって通知する。広告主様は、録音の再生を妨害または防止すること、あるいは従業員に録音について通知しないことにより、広告主様が相当の責任を負う可能性があることを理解、合意する。

(d) 通話の確認 品質保証、キャンペーン評価およびその他すべての合法的な目的のために、ReachLocal は、通話録音のすべてにアクセス、および確認ができるが、義務ではない。

(e) 使用制限 別途書面により ReachLocal が合意しないか

ぎり、各キャンペーン期間中の 1 トラッキング番号ごとの通話録音時間は 60 分を限度とする。広告主様は、消費者が 60 分を超過して通話を行う場合に、通話が一旦切断される場合があることを確認する。

(f) 通話ブロック ReachLocal は、独自の判断により、第三者の電話番号からトラッキング番号に通話できないようにブロックすることを選択できる。

(g) 音声ファイルデータ保持 広告主様は、ReachLocal には、データ（通話記録(下記で定義) およびプロキシ電子メールを含む) の回収から 90 日以上、トラッキングサービスの結果として取得したデータを保存、保持する義務はないことを確認する。

(h) 文字起こしサービス 免責事項：ReachLocal は、いかなる文字起こしサービスも文字化対象となる通話録音の全ての会話を文字化することは不可能であり、これを保証するものではない。前掲の限定にかかわらず、文字起こしサービスは、以下の状況では、完全に提供できない可能性がある：

- i. 通話の音声にノイズや途切れが発生している場合
- ii. 類似語が使用されている場合
- iii. 標準日本語が使用されていない場合

第 4 条 TotalTrack TotalTrack については、キャンペーンサイクルは、本規約に記載の通り、当事者が先行して終了させない限り、原則として 30 日間とする。

第 5 条 個人情報の取り扱い 広告主様は、本契約の別紙 2 の規約の拘束を受ける。

### 第 6 条 終了について

ReachLocal は以下の場合において、通話トラッキングの回線を停止するものとする：

- i. 契約期間満了あるいは解約により、契約が終了する場合
- ii. お申込キャンペーンが停止して連続 90 日以上経過する場合

契約終了時あるいは連続 90 日停止状態にあった際には、その翌日以降に回線が停止され、不通となる場合があることを広告主様は了承するものとする。



リーチローカル・ジャパン株式会社  
広告サービス利用規約  
別紙2 個人情報の取り扱いについて  
最終改定日: 2018年10月1日

**第1条 背景と目的** 広告主様はマーケティングサービスに関連して ReachLocal が提供する特定の通話録音サービス及びその文字起こしサービスの利用を希望する広告主様は、かかる通話には個人情報が含まれることを確認、合意する。この別紙は個人情報を含む通話の録音を提供する条件として ReachLocal に必要となる。本契約とこの別紙との相反が発生した場合、この別紙の規約が適用されることとする。

**第2条 定義** 「個人情報」は、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）に記載の意味を持つこととする。

**第3条 広告主様による確認と表明**

- a. 広告主様は本書における ReachLocal が収集した個人データが広告主様の明示的な要求により処理されることを確認する。
- b. 広告主様は本別紙にて、ReachLocal および（ReachLocal のサブプロセッサとして業務を行う）第三者電話サービスプロバイダが本別紙並びに本契約で記載の通話記録サービス及びその文字起こしサービスに効力をもたらすのに必要かつ適切な範囲において、個人データを収集することを承認する。
- c. 広告主様は広告主様を代理して ReachLocal のサブプロセッサが行う各通話には以下の記録メッセージがまず流れる場合があることを確認する:「この通話は応対品質向上のために録音させていただいております」。広告主様は ReachLocal が記録メッセージを録音することが個人情報保護法その他の法律上適切であることについて一切表明または保証せず、個人情報保護法において、広告主様の義務にしたがってかかる個人情報を処理し、充分かつ適切な情報が顧客に提供されていることの保証を行うのは個人情報の管理者としての広告主様の責任であることをここに広告主様は確認する。
- d. 広告主様は、広告主様がかかる情報（その中に含まれる個人情報を含む）の収集に必要なすべての権利を保持し、および広告主様は、収集したかかるいかなる情報もすべての関連法規に厳密に準拠してのみ使用することを表明、保証する。広告主様がかかる情報収集についての権利が損なわれる場合、書面により速やかに ReachLocal に通知することとする。
- e. 広告主様が、本別紙から発生する、または関連する案件について、消費者、政府関係省庁または地方自治体等からクレームを受け取った場合、書面により速やかに ReachLocal に通知することとする。

**第4条 補償** 広告主様は（ReachLocal の正当に承認する顧問弁護士とともに）、該当する個人情報保護法およびその関連法並びに規制の違反申立等を含むがこれらに限らず、本契約にしたがって広告主様を代行して広告主様に対する通話を ReachLocal が録音することを原因とし、またはこのことにより発生する（担当弁護士費用および経費等を含むがこれらに限られない）損失、費用、負債または経費のいずれかおよびすべてについて、ReachLocal、第三者電話サービスプロバイダ、および第三者文字化サービスプロバイダ、パブリッシャ、各子会社、系列会社および親会社並びに各役員、執行役員、代理人および従業員を擁護、補償および保護することとする。

**第5条 限定責任** 本別紙での ReachLocal の損害は、法的に許

可される最大限、本契約の第16条で限定されることとする。

**第6条 ReachLocal による終了** ReachLocal は、独自の判断により、広告主様を代行した通話録音サービス及びその文字起こしサービスの提供を推奨できないことを決定した場合、広告主様に即時書面による通知を行った上で、かかるサービスの提供を停止できる。かかる終了は、本契約の違反とならないこととする。

リーチローカル・ジャパン株式会社  
広告サービス利用規約  
別紙 3 キャンセル規約  
最終改定日: 2018年10月1日

以下のキャンセル規約とは、ReachLocal の広告サービス利用規約（各広告サービス申込書に伴う広告サービス利用規約、いわゆる「契約書」）を補足するものです。この ReachLocal のキャンセル規約と広告サービス利用規約に、矛盾や不一致があれば、このキャンセル規約が優先されます。本規約で明示的に変更されている場合を除き、広告サービス利用規約と各広告サービス申込書はそのまま効力を有し、本規約で特に定義されていないかぎり、本規定の文言は、広告サービス利用規約の定義に従うものとします。

(A) 広告主様は、いつでも、いかなる理由でも現在継続中の ReachSearch、TotalTrack、または、ReachLocal 提供サービスのキャンペーンを、ReachLocal 指定する方法により通知することで、解除することができる。但し、下記の通り契約履行状況等によって、キャンセル料金が発生する。

### 第1条 概要

(a) 本契約成立から 90 日経過時点から広告掲載開始時点までの早い方：一律 50,000 円。但し、すでに支払が完了している場合は、その額から相殺する。

(b) 広告サービス申込書に記載された契約の契約最少サイクル数を完了する時：

2 サイクル前に ReachLocal 指定の方法で通知が必要(例、契約最少サイクル数が 6 の場合、4 サイクル目のキャンペーン中に、ReachLocal 指定の方法でキャンセル通知を提出)。

(c) 契約が自動更新された以降

キャンセル通知書提出後の翌サイクルから起算して、1 サイクルが完了した時(例、広告主様がキャンセル通知書を 7 サイクル目のキャンペーン途中で提出した場合は、このキャンセルは 8 サイクル目が完全に終了（含む支払）した時)。

(d) 広告サービス申込書に記載された契約最少サイクル数を完了することなく即時に、もしくは、キャンセル通知書提出後、キャンセルによる終了予定サイクルが完了することなく契約を終了させる場合

広告主様は、次に示す計算式に基づいて算出された（違約金）を支払うことで、契約を解除することができる。但し上限は 50 万円までとする。

算出方法（計算式）：

キャンペーンメディアフィーの 50%相当額×残サイクル数

残サイクル数とは、契約最少サイクルから、解約の意向を双方が合意するサイクルまでの経過サイクル数を減じた数とする。

### 第2条 返金

自動更新契約キャンペーンに関し、広告主様によって契約が解除された場合、いかなる場合においても、ReachLocal から返金がなされることはない。

但し、すでに支払が完了した金額から(a)～(d)で指定されたキャンセル料金を控除した額はこの限りではない。

### 第3条 請求と支払

i ReachLocal はキャンセル料金を、広告主様のクレジットカードに請求するか、もしくは広告主様に対しキャンセル料金の請求書を発行、その 5 営業日以内に支払う必要がある。キャンセル料金が支払われるまでは、解除は有効とはならないため、その間 ReachLocal は広告キャンペーンを継続し、広告主様は、広告サービス申込書に従い、広告キャンペーンの支払義務が継続することとなる。キャンセル料金は罰則ではなく、広告主様による契約キャンペーンの解除により ReachLocal が被る合理的な損害賠償の予定額である。

ii 広告主様が全サイクルに相当するサイクル支払額およびセットアップフィーをあらかじめ支払っていた場合においては、ReachLocal は本契約終了後 2 ヶ月以内に広告主様に対して、その未使用残額分からキャンセル料金を控除した金額を広告主様が指定した銀行口座に送金するものとする。

(B) ReachLocal は、いつでも、いかなる理由でも広告主様に、書面による通知(email による通知も含め)により、自動更新契約を終了することができることといたします。

### 第4条 キャンセルの撤回

広告主様が、ReachLocal に文面による通知(email による通知も可能)を、キャンセル通知書を ReachLocal へ提出した日より 30 日以内に送ることにより、キャンセル通知書を撤回できる。この場合、既にキャンペーンが停止していれば、広告主様が全未払金額を支払うことにより再開し、既にキャンセル料金が支払われている場合は、広告サービス申込書上の支払うべき金額に充当する。但し、トラッキング番号については別紙 1 トラッキングサービス規約の規定に準じ、キャンセルの撤回はできず、同じ番号での再開はできないものとする。

リーチローカル・ジャパン株式会社  
広告サービス利用規約  
別紙 4 ReachDisplay  
最終改定日: 2018 年 10 月 1 日

重要: ReachDisplay に関連した本特別規約 (ReachDisplay 規約) は、リーチローカル・ジャパン株式会社 (「ReachLocal」または「当社」) の広告サービス利用規約 (「利用規約」) において言及され、その一部を構成するものである。本契約と ReachDisplay 規約との相反が発生した場合、規約が適用されることとする。

広告サービスの広告サービス申込書 (「申込書」) に署名・捺印することによって、ReachDisplay 規約に合意し、この規約の拘束を受けることになる。

当社は随時、これらの ReachDisplay 規約を変更する権利を有する。当社では、上記の最終改定日を更新することで、これらの規約の変更を通知することとする。かかるすべての改定は、公表後直ちに効力を発するものとする。

## 第 1 条 定義

(a) 電子メールトラッキング: ダイナミックランディングページ上の広告主様の電子メールアドレスを動的にオンライン電子メールフォームに代替することによって可能になるプロキシサイトから広告主様に送信された電子メール (「プロキシ電子メール」) のトラッキングを表す。広告主様は、プロキシ電子メールが ReachLocal サーバを経由し、広告主様提供のメールアドレスに転送されることを確認する。品質保証およびキャンペーン評価の目的のために ReachLocal はプロキシ電子メールすべてにアクセスして確認することができる。

ReachLocal は、適切な業務努力により、すべてのプロキシ電子メールを配信するが、プロキシ電子メールが広告主様に 100% 提供できることを保証はしない。

(b) オファーページトラッキング: 消費者が情報の登録を要するオンライン販促オファーのトラッキングを表す。広告主様はオファーページを管理する規約およびプライバシーポリシーを提供する責任がある。

(c) ウェブイベントトラッキング: 広告主様サイトの特定のイベントのトラッキングを表す (例、問い合わせページの訪問者数)。

(d) 通話トラッキング: ランディングページに広告主様の電話番号の代わりに動的に表示され、広告主様の電話番号に転送される、最大 2 個の電話番号 (それぞれを「トラッキング番号」) を ReachLocal または第三者プロバイダが提供することによって可能となる広告主様が受けた通話の ReachLocal によるトラッキングを表す。広告主様は本契約の結果、トラッキング番号の所有権利益を持たない、またその後も取得しないことを確認する。

(e) プロキシサイト: 既存サイトの代理されたバージョンを表す。

**第 2 条 ReachDisplay の特別規約** 本特別規約に定義のない用語は、利用規約および別紙 1、別紙 2、別紙 3 に記載内容と同じ意味を持つこととする。

(a) 契約 契約期間中にキャンペーンメディアフィーの総額が消化金額の合計より下回っている場合、その総額に達するまでキャンペーンを継続して掲載するものとする。

(b) トラッキングサービス ReachDisplay サービスにて提供するプロキシサイトから取得できるデータは、電子メールトラッキング、オファーページトラッキング、ウェブイベントトラッキング、及び通話トラッキングに限定される。

リーチローカル・ジャパン株式会社  
広告サービス利用規約  
別紙 5 ReachSearch Plus  
最終改定日: 2018年10月1日

サービスによるチェックを希望する場合は、見積に基づきフィーを再度支払う必要があることを理解する。

広告サービス申込書（「申込書」）に署名・捺印することによって、ReachSearch Plus 規約に合意し、この規約の拘束を受けることになる。

当社は随時、これらの ReachSearch Plus 規約を変更する権利を有する。当社では、上記の最終改定日を更新することで、これらの規約の変更を通知することとする。かかるすべての改定は、公表後直ちに効力を発するものとする。

## 第1条 定義

### (a) 薬事チェック

広告サービスのオプションとして、広告主様は、広告が薬事法及びその関連法規の観点からチェックを受け、不適箇所の代替提示を受けることができる。不適箇所の修正を行ったからといえども、パブリッシャが同広告を承認または是認したとは解釈されない。

## 第2条 ReachSearch Plus の特別規約

本別紙に定義のない項目は、広告サービス利用規約および別紙1、別紙2、別紙3に記載内容と同じ意味を持つこととする。

## 第3条 薬事チェック費用

### (a) 説明

i. チェックフィーとは、広告主様の広告表現が薬事法及びその関連法規へ抵触していないかのチェック、抵触もしくは抵触が疑われる場合の代替表現の提案費用を指す。ReachLocal は、チェック対象となる広告の内容及び文量により、チェックフィーを、都度の見積により決定します。また、一度お支払したチェックフィーについては、広告サービス利用規約に基づき当社に帰責性がある場合を除き、返還いたしません。

ii. キャンセルフィーは、お申込みからチェック完了までの間に契約解除する場合及び、お申込みからチェックの対象となる広告原案が90日以上 ReachLocal に提供されない場合に発生する。キャンセルフィーの金額は、お申込時のチェックフィーと同額とする。

ReachLocal は随時、前掲の費用を改定する権利を有する。ただし、かかる費用は、改定費用を組み込んだ新しい申込書が、広告主様により ReachLocal に署名・捺印および配信されるまで有効とはならない。

## 第4条 データの保持

広告主様は、ReachLocal には、薬事チェック完了後、広告主様へ返却したデータを90日以上、保存、保持する義務はないことを確認する。

## 第5条 薬事チェックに関する免責

広告主様は、ReachLocal から返却されたチェック済みのデータが、チェック完了時の薬事法並びに関連法規に基づきチェックされたことを確認する。返却後に行われた法改正並びに当局の行政指導等による指摘や広告審査不通過は、広告主様の責任より変更、修正が必要なことを確認する。再度、当サ